Tokin EMC Engineering Co., Ltd.
398 Shibokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki-City, Kanagawa 213-0023, Japan
Tel: 81-44-751-5333　Fax: 81-44-751-8908

H16 年 11 月 4 日(Ver.1.0)

公示__台湾において情報処理機器の安全規制

発行日：中華民国 93 年 10 月 29 日(2004 年 10 月 29 日)
発行番号：経標字第 09304608410 号
主旨：**2005 年 7 月 1 日**より、情報処理機器に対して安全規制を実施する
根拠：「商品検験法」第五条第二項、第十条第一項、第二十八条第一項、第三十五条第三項、第三十九条第二項、第四十六条及び「商品検験指定試験室認可管理方法」第二十一条第二項
公表事項：

一.　情報処理機器の安全規制詳細一覧表に参照する
二.　表三に列規された商品の輸入規定 C01、C02 について、安全規制実施日より取消こと

Tokin EMC Engineering Co., Ltd.
398 Shibokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki-City, Kanagawa 213-0023, Japan
Tel: 81-44-751-5333　Fax: 81-44-751-8908

H16 年 11 月 4 日(Ver.1.0)

情報処理機器の安全規制詳細一覧表

表一：型式認可(TA)または商品検証登録(RPC)対象製品の試験規格対照リスト

CCC コード	品　名	規制前	規制後	
		EMC 試験	EMC 試験	安全試験
8471.10.00.00.2	アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.30.00.00.8	携帯用デジタル式自動データ処理機器　重さ 10ｋｇ以下、少なくとも中央処理装置、キーボード、ディスプレイ１セットを収納しているもの	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.41.00.00.5	その他デジタル式自動データ処理機器、少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.49.00.00.7	その他デジタル式自動データ処理機器、システム形態で提示するもの	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.50.00.00.3	No.8471.41 及び No.8471.49 以外のデジタル式処理ユニット、同一のハウジングにメモリ装置、入力装置及び出力装置を収納している	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.10.00.9	終端機	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.20.10.5	ドットマトリクスプリンタ	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.20.20.3	レーザープリンタ	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.20.30.1	デイジーホイルプリンタ	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.20.90.8	その他のプリンタ	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.30.10.3	無線キーボード	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.30.90.6	その他のキーボート	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.90.10.0	イメージスキャンナー	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.90.20.8	無線マウス	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.60.90.90.3	その他の入出力装置、同一のハウジングに記憶装置を収納しているかどうかのを問わない	CNS13438	CNS13438	CNS14336

Tokin EMC Engineering Co., Ltd.
398 Shibokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki-City, Kanagawa 213-0023, Japan
Tel: 81-44-751-5333　Fax: 81-44-751-8908

8471.90.10.00.3	特別なプログラムによって制御されるコンピューター及び記憶装置付きのワードプロセッサー	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.90.30.00.9	磁気或いは光学式文字読取装置	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8471.90.90.00.6	HS ｺｰﾄﾞ No.8471 以外のその他自動データ処理機	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8472.90.50.00.3	ATM	CNS13438	CNS13438	CNS14336
8504.40.92.00.6	その他無停電電源装置、容量 10KVA 以下のもの	CNS13438	CNS13438 または CNS14757-2	CNS14336 または CNS14843-1 または CNS14843-2
8504.40.93.00.5	その他無停電電源装置(出力側の電流が 400A 以上のを除く)	CNS13438	CNS13438 または CNS14757-2	CNS14336 または CNS14843-1 または CNS14843-2
8543.89.91.00.2	翻訳或いは辞書機能を持った電子機器	CNS13438	CNS13438	CNS14336
9017.10.10.00.9	自動或いは非自動データ処理システムの付いた製図台及び製図機	CNS13438	CNS13438	CNS14336
9017.20.10.00.7	データ処理システムのための製図機	CNS13438	CNS13438	CNS14336

備考：(1)　商品検証登録で認可取得する場合、モジュール 2+3 に適用する。(工場検査なしとのこと)
(2)　EMC,安全試験を行なう試験所：BSMI または BSMI の認可を受けた指定試験所
(3)　認可書の有効期間は 3 年である。
　安全規制実施日より前に、EMC と安全試験を完了し取得した認可：発行日から 2008 年 6 月 30 日まで
　安全規制実施日より前に、EMC 試験のみ完了し取得した認可書：2005 年 6 月 30 日まで
(4)　安全規制公表日より前に、EMC 試験のみ完了し取得した認可書は、2006 年 6 月 30 日までかつ認可書の有効日内には、現行の検査標準に準じる。更新する場合、認可書の有効日が 2006 年 6 月 30 日までとなる
(5)　上記の製品が AC 電源及び電源切替装置から電源供給しない場合、安全規制は免除される
(6)　安全試験に関して、BSMI が IECEE CB スキーム の NCB の登録申請を受理する
(7)　上記製品の付属品が規制対象品となる場合、付属品はその規制に準じること
(8)　複合機能を持つ製品について、関係規制に適合すること

Tokin EMC Engineering Co., Ltd.
398 Shibokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki-City, Kanagawa 213-0023, Japan
Tel: 81-44-751-5333　Fax: 81-44-751-8908

H16 年 11 月 4 日(Ver.1.0)

表二：商品検証登録(RPC)対象製品の試験規格及び認可制度の対照リスト

CCC コード	品　名	規制前		規制後	
		試験規格	認可制度	試験規格	認可制度
8504.40.20.00.3	通信装置につなぐ自動データ処理機器及び付属品の静電式変換機	EMC のみ: CNS13438	適合宣言	EMC: CNS13438 安全：CNS14336 又は CNS14408	商品検証登録
8504.40.91.00.7	その他の交換型電源装置	EMC のみ: CNS13438	適合宣言	EMC: CNS13438 安全：CNS14336 又は CNS14408	商品検証登録

備考：(1)　商品検証登録で認可取得する場合、モジュール 2+3 に適用する。

(2)　EMC,安全試験を行なう試験所：BSMI または BSMI の認可を受けた指定試験所

(3)　認可書の有効期間は 3 年である。
　安全規制実施日より前に、EMC と安全試験を完了し認可を取得した場合：発行日から 2008 年 6 月 30 日まで

(4)　上記の製品が既に適合宣言した場合、製品が変更していないとの前提条件で、適合宣言した際の安全及び EMC レポートを使用し商品検証登録の申請を行う。

(5)　安全試験に関して、BSMI が IECEE CB スキーム の NCB の登録申請を受理する

(6)　上記製品の安全試験規格について、情報処理機器に使用される場合は CNS14336 に適用する、家電製品に使用される場合 CNS14408 に適用になる

(7)　複合機能を持つ製品について、関係規制に適合すること

Tokin EMC Engineering Co., Ltd.
398 Shibokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki-City, Kanagawa 213-0023, Japan
Tel: 81-44-751-5333　Fax: 81-44-751-8908

H16 年 11 月 4 日(Ver.1.0)

表三：適合宣言(DoC)対象製品の試験規格及び認可制度の対照リスト

CCC コード	品　名	規制前		規制後	
		試験規格	認可制度	試験規格	認可制度
8470.10.10.00.1	計算機能付ポケットサイズ記録及び表示機(消費電力 10nW 以上のものに限る	EMC のみ：CNS13438	適合宣言	EMC: CNS13438 安全：CNS14336	適合宣言
8470.21.00.00.0	プリントユニット機能付電子計算機				
8470.29.00.00.2	その他の電子計算機				
8470.30.00.00.9	その他計算機				
8471.70.10.10.5A	ハードディスクユニット（外付タイプ）				
8471.70.10.20.3A	フロッピーディスクユニット（外付タイプ）				
8471.70.10.30.1A	光ディスク装置（外付タイプ）				
8471.70.10.90.8A	その他の磁気ディスク装置（外付タイプ）				
8471.70.90.00.0A	その他の記憶ユニット（外付タイプ）				
8471.80.00.00.7	その他の自動データ処理機				
8469.11.00.00.5	ワードプロセッサー（電子式のみ）	EMC のみ：CNS13438	型式認可 または 商品検証登録		
8469.12.00.00.4	自動式タイプライター（電子式のみ）				
8469.20.10.00.2	電動タイプライター　重さ 12kg 以下（電子式のみ）				
8469.20.90.00.5	その他電動タイプライター（電子式のみ）				
8469.30.11.00.9	盲人点字用タイプライター　重さ 12kg 以下（電子式のみ）				
8469.30.19.00.1	盲人点字用タイプライター　重さ 12ｋｇ以上（電子式のみ）				
8469.30.20.00.8	非電動タイプライター、重さ 12ｋｇ以下（電子式のみ）				
8469.30.90.00.3	その他非電動タイプライター（電子式のみ）				
8470.40.00.00.7	会計機				
8470.50.00.00.4	キャッシュレジスター				
8471.90.40.00.7	カードパンチ機、検定器、磁気テープレコーダ等のデータ転写機				

Tokin EMC Engineering Co., Ltd.
398 Shibokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki-City, Kanagawa 213-0023, Japan
Tel: 81-44-751-5333　Fax: 81-44-751-8908

備考：(1) 上記の製品が台湾市場で流通する前に、適合宣言を完了すべき。また通関の際、BSMI の認可書が要求されることはない

(2) EMC,安全試験を行なう試験所：BSMI または BSMI の認可を受けた指定試験所

(3) 上記の製品が AC 電源及び電源切替装置から電源供給しない場合、安全規制は免除される

(4) 安全試験に関して、BSMI が IECEE CB スキーム の NCB の登録申請を受理する

(5) 上記製品の付属品が規制対象品となる場合、付属品はその規制に準じること

(6) 従来,上記の製品は EMC 試験完了後,適合宣言を行っていたが、安全規制実施日以降は,EMC 安全試験両方完了し,適合宣言を行ったから始めて市場で流通が可能となる

(7) 複合機能を持つ製品について、関係規制に適合すること

(8) 適合宣言のドキュメントに、下記の技術資料が含まれる

安全関連：

1. 試験時使用した測定設備の名称及びモデル名
2. 回路図、組立図、プリント基板のパターン図
3. 重要部品及び材質の一覧表
4. 製品の内外部のカラー写真(4x6 inch 以上)
5. 繁体字中国語の製品取扱説明書
6. オリジナル試験レポート 1 部(適合宣言まで一年以内に行ったレポート)
7. その他の必要な技術資料

EMC に関連：

1. 繁体字中国語の製品取扱説明書及び製品のスペック(クラス A の製品は英語でも可)
2. ブロックダイアグラム
3. 対策部品リスト及び使用した高周波リスト
4. 製品の内外部のカラー写真(4x6 inch 以上)
5. オリジナル試験レポート 1 部(適合宣言まで一年以内に行ったレポート)
6. その他の必要な技術資料

(9) 既に型式認可または商品検証登録の認可書を取得した製品に関しては、認可書の有効期間内に、技術資料の代わりに認可書で適合宣言を行う。

(10) 適合宣言書及び技術ドキュメントの保管期間は、製品の生産停止後又は輸入停止後５年間とする。

(11) 市場抜き取り検査があった場合 BSMI の要求があってから、適合宣言書が 24 時間以内、技術ドキュメントが 10 稼働日以内に提出すること